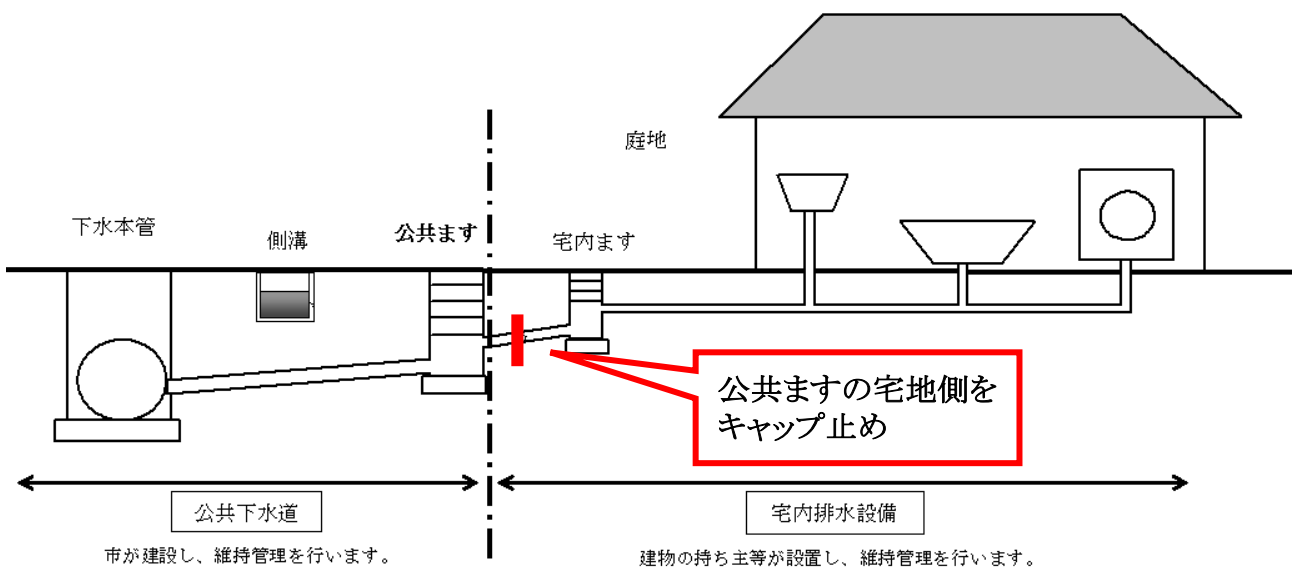


建物を解体する際のお願い

姫路市内において、下水道等を使用されている敷地には、宅内排水管（汚水）の最終ま
すとなる「公共ます」が設置されています。この「公共ます」は、個人の敷地内にあつて
も市で設置・管理を行う市の所有物となりますので、建物を解体工事される際に撤去し
ないようにしてください。「公共ます」を誤って破損、撤去した場合、弁償いただく場合が
あるほか、将来同一の土地で「公共ます」を設置する場合は、自費施工となります。

また、建物を解体するなどして宅内の排水管を撤去する際は、「公共ます」の宅地側
を掘削し、土砂や雨水等が流入しないようキャップ止め等の措置を行ってくだ
さい。

不明な点については、姫路市上下水道サービス課までお問合せください。



キャップ止めの一例



取付管口をキャップ止めし、土砂や雨水等
が流入しないようふさぎます。

【連絡先】

姫路市上下水道局経営管理部上下水道サービス課
Tel : 079-221-2658